

第3部 介護保険サービス事業量の 見込み

介護保険サービス事業量及び介護保険料の
推計は、今後行います。

1 介護保険料算定の流れ

下記の手順で、介護保険サービス量、第1号被保険者の保険料基準額（月額）を算出します。

今後挿入予定

2 介護保険サービスの概要

(1) 施設サービス

☞：介護給付対象サービス / ☞☞：予防給付対象サービス

サービス名	概要
施設等で利用する介護サービス	
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) ☞	寝たきりや認知症などで、常に介護が必要で自宅での生活が難しい人が対象の施設です。入所者に対し、入浴・排せつ・食事等の介護、機能訓練、健康管理、療養上の世話などを行います。
介護老人保健施設 (老人保健施設) ☞	病状が安定し、リハビリテーションなどの医療サービスに重点を置いた介護が必要な人が対象の施設です。居宅への復帰を目指して、医学的な管理のもとで看護、リハビリテーションや入浴・排せつ・食事等の日常生活上の世話を行います。
介護医療院 ☞	「日常的な医療管理」や「看取り・ターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えた新たな施設です。要介護者に対し、長期療養のための医療と、日常生活上の介護を一体的に行います。
介護療養型医療施設 ☞	急性期の治療が終わり、病状は安定しているものの、長期間にわたり療養が必要な人が対象の施設です。介護体制の整った医療施設(病院)で、医療サービスや日常生活上の介護などを行います。

【地域密着型サービス】

サービス名	概要
小規模な施設等で暮らしながら利用する介護サービス	
地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) ☞	要介護者を対象に、定員 29 人以下の小規模な特別養護老人ホームで、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、健康管理などの支援を行うサービスです。

(2) 居住系サービス

サービス名	概要
有料老人ホームや高齢者用住宅で利用する介護サービス	
特定施設入居者生活介護 ☞・☞☞	介護保険の指定を受けた有料老人ホーム、養護老人ホームや軽費老人ホーム等に入居している利用者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練等を行うサービスです。

【地域密着型サービス】

サービス名	概要
小規模な施設等で暮らしながら利用する介護サービス	
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) ☑・☒	認知症の高齢者が共同で生活する住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練等を行うサービスです。
地域密着型特定施設入居者生活介護 ☑	介護保険の指定を受けた定員 29 人以下の小規模な有料老人ホーム、養護老人ホームや軽費老人ホーム等に入居している利用者に対して、入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の世話を行うサービスです。

(3) 在宅サービス

サービス名	概要
自宅に訪問してもらい利用する介護サービス	
訪問介護 (ホームヘルプ) ☑	訪問介護員 (ホームヘルパー) が利用者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の日常生活上の世話を行うサービスです。
訪問看護 ☑・☒	医師の指示に基づき、利用者の居宅を看護師等が訪問し、健康チェックや療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスです。
訪問入浴介護 ☑・☒	自宅の浴槽での入浴が困難な人に対して、利用者の居宅を移動入浴車で訪問し、入浴の介護を行うサービスです。
訪問リハビリテーション ☑・☒	医師の指示に基づき、理学療法士や作業療法士等が利用者の居宅を訪問し、心身機能の維持回復及び日常生活の自立支援に必要なリハビリテーションを行うサービスです。
居宅療養管理指導 ☑・☒	病院や診療所の医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士等が居宅を訪問し、薬の飲み方、食事など療養上の管理、指導を行うサービスです。
日帰りで利用する介護サービス	
通所介護 (デイサービス) ☑	日中、デイサービスセンター等で、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練等を行うサービスです。
通所リハビリテーション (デイケア) ☑・☒	介護老人保健施設や病院、診療所で、心身機能の維持回復及び日常生活の自立支援等を目的とするリハビリテーションを行うサービスです。
短期間泊まって利用する介護サービス	
短期入所 (ショートステイ) ☑・☒	<p>○短期入所生活介護 介護老人福祉施設等に短期間入所している利用者に対して、入浴、食事、その他日常生活上の世話や機能訓練等を行うサービスです。</p> <p>○短期入所療養介護 介護老人保健施設等に短期間入所している利用者に対して、医師や看護職員、理学療法士等による医療や機能訓練、日常生活上の世話などを行うサービスです。</p>

福祉用具・住宅改修	
福祉用具貸与 ☑・☑	日常生活上の自立を助ける用具や機能訓練のための用具を貸与するサービスです。
福祉用具購入費の支給 ☑・☑	日常生活上の自立を助ける用具のうち、衛生管理などの問題で貸与になじまない排せつ・入浴に関する用具について、その購入費用の一部を支給します。
住宅改修費の支給 ☑・☑	在宅の利用者が、住み慣れた自宅で生活を続けられるよう、その体調に応じた小規模な住宅改修（手すりの取付け、段差の解消等）に対して、費用の一部を支給します。
ケアプランの作成	
居宅介護支援 ☑	居宅介護支援事業所のケアマネジャーが中心となって、ケアプランを作成するほか、利用者が安心してサービスを利用できるよう支援するサービスです。
介護予防支援 ☑	地域包括支援センターの職員等が中心となって、介護予防ケアプランを作成するほか、利用者が安心してサービスを利用できるよう支援するサービスです。

【地域密着型サービス】

サービス名	概要
自宅に訪問してもらい利用する介護サービス	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ☑	重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスです。
夜間対応型訪問介護 ☑	中重度の要介護状態となっても、夜間を含め24時間安心して在宅生活が続けられるよう、夜間（18時～8時）に定期的に各自宅を巡回し、排せつの介助や安否確認などのサービスを行う定期巡回と利用者の求めに応じて随時対応する訪問介護を組み合わせたサービスです。
日帰りで利用する介護サービス	
認知症対応型通所介護 ☑・☑	認知症の利用者を対象に、デイサービスセンター等で、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練等を行うサービスです。
地域密着型通所介護 ☑	日中、利用定員が18名以下のデイサービスセンター等で、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練等を行うサービスです。
在宅生活をまるごと支える介護サービス	
小規模多機能型居宅介護 ☑・☑	利用者の体調や希望に応じて、サービス拠点への「通い」を中心に、「訪問」や「泊まり」を組み合わせ提供し、在宅生活の継続を支援するサービスです。
看護小規模多機能型居宅介護 ☑	「小規模多機能型居宅介護」と「訪問看護」など、複数の在宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせ、1つの事業所が一体的に提供するサービスです。

(4) 地域支援事業によるサービス

☑: 予防給付対象サービス / ☑: 事業対象者サービス

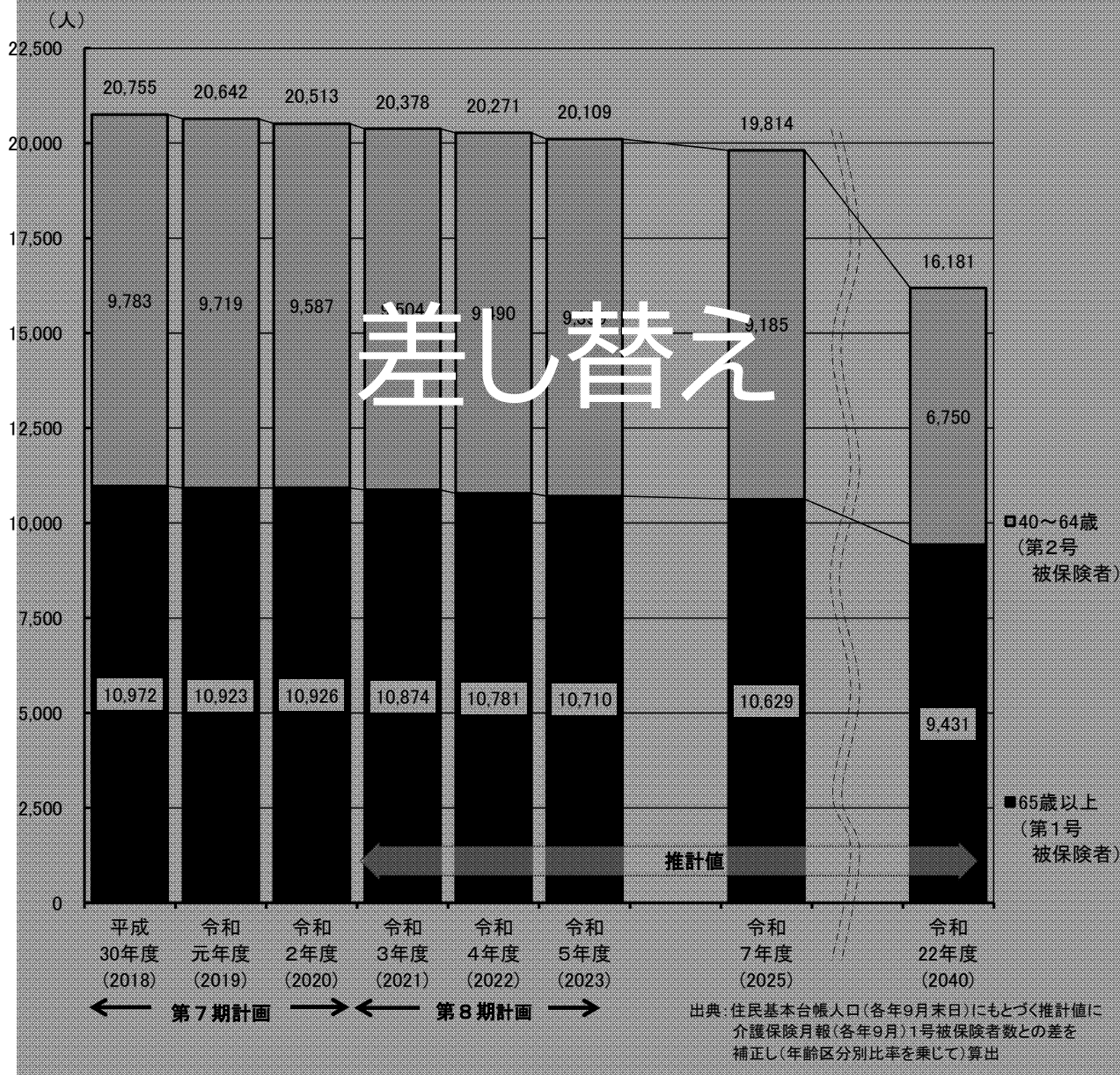
サービス名	概要
訪問型サービス ☑・☑	訪問介護に相当する国基準サービスと、身体介護を含まない生活援助のみのサービスとして、市独自基準サービスAがあります。
通所型サービス ☑・☑	通所介護に相当する国基準サービスがあります。
介護予防ケアマネジメント ☑・☑	事業対象者と要支援1又は2の認定を受けた方のうち、介護予防・日常生活支援総合事業のみを利用する方に対し、地域包括支援センターの職員が要支援者に対するアセスメントを行い、状態や置かれている環境に応じて、本人が自立した生活を送ることができるようケアプランを作成します。

3 第1号被保険者数・要介護認定者数の見込み

(1) 第1号被保険者数

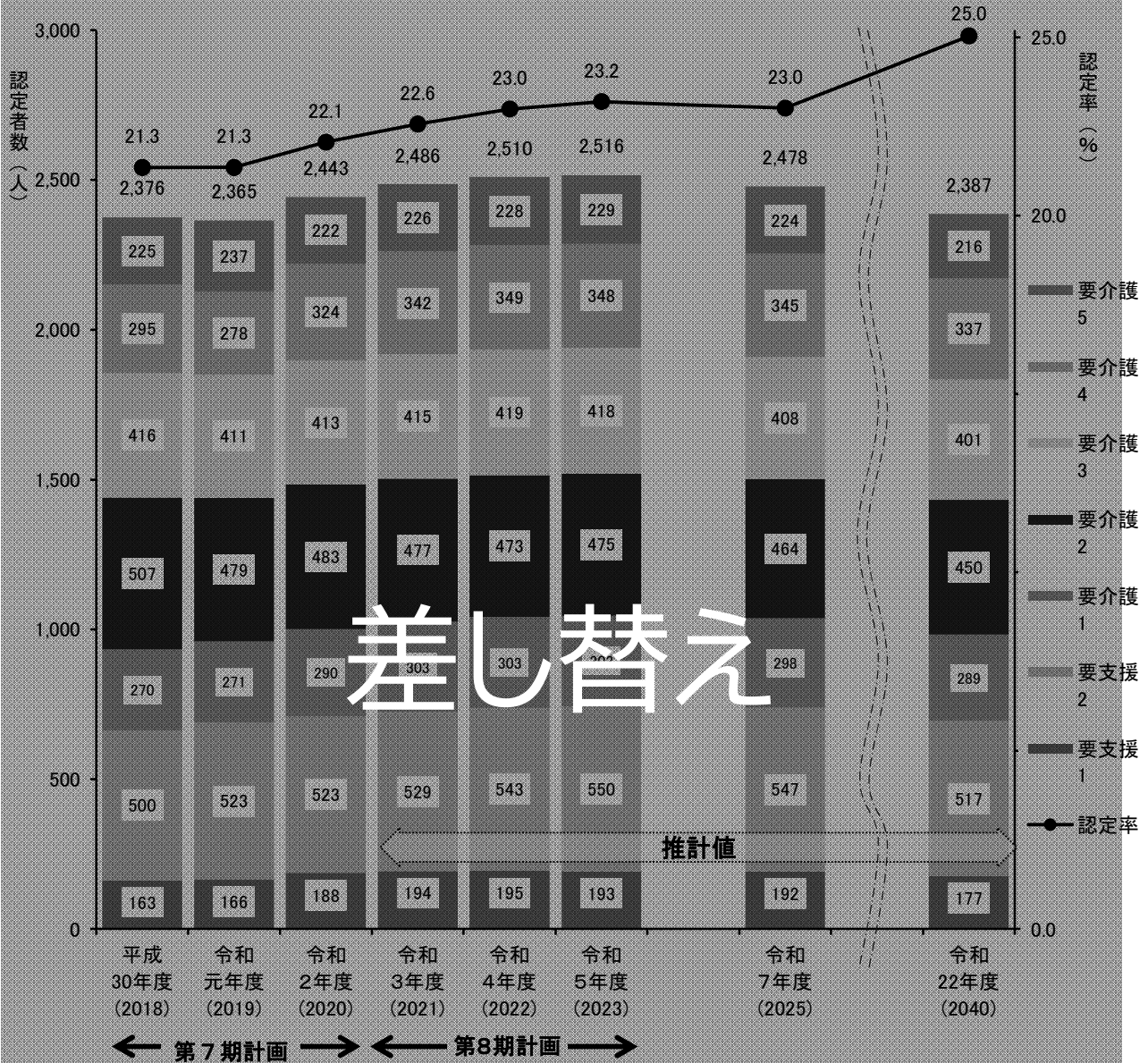
第1号被保険者数は、第8期計画期間（令和3年度～5年度）は、10,800人程度で推移すると推計されます。

なお、第1号被保険者とは、南丹市が運営する介護保険の被保険者で、65歳以上の方です。南丹市の第1号被保険者の中には、南丹市外の施設に入所している方もおられます。一方、市内の施設に入所している方の中には、南丹市以外の市町村の被保険者もおられます。南丹市の第1号被保険者は、住民登録者（住民基本台帳人口）よりも2.2%程度少なくなっています。



(2) 要介護（要支援）認定者数

第8期計画期間（令和3年度～5年度）の要介護（要支援）認定者数（第2号被保険者を含む）は、約2,500人で推移し、認定率は23%前後で推移すると推計されます。



※認定者数：第2号被保険者を含む認定者数

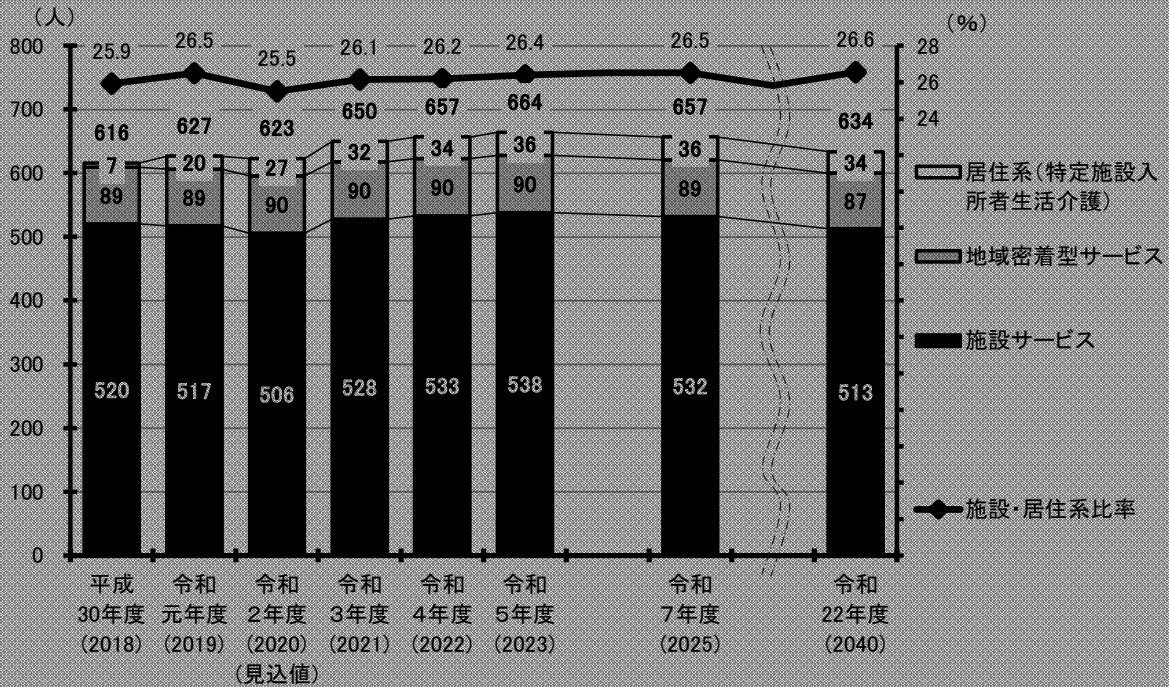
認定率：第1号被保険者に占める要支援・要介護認定者（第2号被保険者を除く）の割合

出典：地域包括ケア「見える化システム」による推計結果

4 サービス別の利用者数・利用回数の見込み

(1) 施設・居住系サービス

施設・居住系サービスの利用者を下記のとおり見込みます。なお、要介護認定者のうちこれらの施設・居住系サービス利用者を除いた者が、在宅サービスの対象者となります。



← 第7期計画 → ← 差し替え → ← 第8期計画 →

※地域密着型サービス: 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護
 施設サービス: 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設
 ※施設・居住系比率は、第2号被保険者を含む認定者数に対する割合

		第7期計画(実績値)			第8期計画(見込値)			中長期見込	
		平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
居住系サービス									
特定施設入居者生活介護	予防給付(要支援)	0	1	1	3	3	3	3	3
	介護給付(要介護)	7	19	26	29	31	33	33	31
地域密着型サービス									
認知症対応型共同生活介護	予防給付(要支援)	0	0	0	0	0	0	0	0
	介護給付(要介護)	69	69	70	70	70	70	69	67
地域密着型特定施設入居者生活介護		0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護		20	20	20	20	20	20	20	20
施設サービス									
介護老人福祉施設		322	334	336	350	355	360	356	344
介護老人保健施設		172	154	141	145	145	145	143	138
介護医療院		0	5	11	11	21	22	33	31
介護療養型医療施設		27	25	18	22	12	11		

※地域密着型サービスのうち、地域密着型特定施設入居者生活介護と地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護及び施設サービスは、要支援では利用することができません。

(2) 在宅サービス

1か月あたりのサービスの利用量（回数、利用者数）をまとめると、次のとおりです。

①介護予防サービス

単位:各項目の()内

		第7期計画(実績値)			第8期計画(見込値)			中長期見込	
		平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)(見込値)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
介護予防サービス									
介護予防訪問入浴介護	人数(人)	1	1	1	1	1	1	1	1
	回数(回)	6	3	5	5	5	5	5	5
介護予防訪問看護	人数(人)	16	15	15	14	14	14	14	11
	回数(回)	68	60	48	61	61	61	61	48
介護予防訪問リハビリテーション	人数(人)	31	45	33	37	37	37	37	35
	回数(回)	263	399	297	329	329	329	329	312
介護予防居宅療養管理指導	人数(人)	11	15	18	20	20	20	20	19
介護予防通所リハビリテーション	人数(人)	80	90	96	101	104	104	103	97
介護予防短期入所生活介護	人数(人)	10	7	5	5	5	5	5	4
介護予防短期入所療養介護	人数(人)	1	1	1	1	1	1	1	1
	日数(日)	3	2	3	3	3	3	3	3
介護予防福祉用具貸与	人数(人)	247	267	283	290	295	295	292	274
特定介護予防福祉用具購入費	人数(人)	4	5	4	4	4	4	4	3
介護予防住宅改修	人数(人)	6	5	11	7	7	7	7	6
地域密着型介護予防サービス									
介護予防認知症対応型通所介護	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0
	回数(回)	3	2	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数(人)	7	6	5	7	10	13	15	12
介護予防支援	人数(人)	310	328	337	345	353	357	355	333

※回(日)数は1月あたりの数、人数は1月あたりの利用者数

②介護サービス

単位:各項目の()内

		第7期計画(実績値)			第8期計画(見込値)			中長期見込	
		平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020) (見込値)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
居宅サービス									
訪問介護	人数(人)	304	309	310	314	315	316	317	312
	回数(回)	6,043	5,465	5,276	5,793	5,829	5,857	5,872	5,790
訪問入浴介護	人数(人)	19	21	20	24	24	24	23	22
	回数(回)	86	97	88	102	102	102	98	94
訪問看護	人数(人)	101	97	97	102	103	103	100	94
	回数(回)	609	505	525	605	613	613	593	556
訪問リハビリテーション	人数(人)	71	83	91	100	102	102	100	96
	回数(回)	610	753	888	905	923	924	904	868
居宅療養管理指導	人数(人)	98	119	135	144	147	148	144	139
通所介護	人数(人)	352	373	350	383	418	421	413	401
	回数(回)	3,099	3,392	3,022	3,366	3,673	3,699	3,629	3,524
通所リハビリテーション	人数(人)	138	139	141	148	151	152	150	146
	回数(回)	960	1,012	1,007	1,074	1,097	1,104	1,089	1,061
短期入所生活介護	人数(人)	210	203	166	206	203	201	201	184
	日数(日)	2,195	2,121	2,063	2,219	2,181	2,170	2,160	1,982
短期入所療養介護	人数(人)	39	42	36	33	33	33	32	31
	日数(日)	303	328	305	247	247	247	242	232
福祉用具貸与	人数(人)	591	641	598	636	650	656	646	626
特定福祉用具購入費	人数(人)	10	10	11	11	11	11	11	10
住宅改修費	人数(人)	7	7	9	7	12	12	12	11
地域密着型サービス									
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	人数(人)	166	139	156	173	174	174	173	167
	回数(回)	1,330	1,073	1,200	1,357	1,366	1,367	1,358	1,310
認知症対応型通所介護	人数(人)	50	44	51	51	51	51	51	48
	回数(回)	479	426	461	489	491	491	490	460
小規模多機能型居宅介護	人数(人)	39	29	28	38	50	62	70	68
看護小規模多機能型居宅介護	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅介護支援	人数(人)	880	865	868	902	922	936	923	893

※回(日)数は1月あたりの数、人数は1月あたりの利用者数

③介護予防・日常生活支援総合事業

(単位:人)

事業/サービス種別・項目	第7期計画(実績値)			第8期計画(見込値)			中長期見込	
	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020) (見込値)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
介護予防・生活支援サービス事業								
訪問介護相当サービス	149	146	149	149	149	149	144	119
訪問型サービスA	10	10	10	10	10	10	10	10
通所介護相当サービス	209	222	222	222	222	222	214	177

※1月あたりの利用者数

5 事業費の見込み

(1) 介護保険給付費

サービス見込量に、サービスごとの利用1回・1日あたり（又は1月あたり）給付額を乗じて総給付費を求めます。

■予防給付

	第7期計画(実績値)			第8期計画(見込値)			中長期見込	
	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020) (見込値)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
(単位:千円)								
介護予防サービス								
介護予防訪問入浴介護	577	336	491	475	475	475	475	475
介護予防訪問看護	4,395	4,087	3,442	3,951	3,954	3,954	3,954	3,121
介護予防訪問リハビリテーション	9,913	14,967	11,313	12,455	12,462	12,462	12,462	11,812
介護予防居宅療養管理指導	918	1,170	1,489	1,665	1,666	1,666	1,666	1,574
介護予防通所リハビリテーション	34,699	39,564	43,012	44,589	46,073	46,073	45,586	42,894
介護予防短期入所生活介護	3,381	2,481	1,325	2,014	2,015	2,015	2,015	1,612
介護予防短期入所療養介護	266	217	290	321	321	321	321	321
介護予防福祉用具貸与	19,973	22,282	23,743	23,435	23,961	23,961	23,709	22,269
特定介護予防福祉用具購入費	1,004	873	1,011	1,489	1,089	1,089	1,089	816
介護予防住宅改修	4,757	4,091	4,077	6,130	6,130	6,130	6,130	5,324
介護予防特定施設入居者生活介護	0	1,022	1,131	3,498	3,499	3,499	3,499	3,499
地域密着型介護予防サービス								
介護予防認知症対応型通所介護	257	185	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	4,102	5,498	4,703	4,857	7,034	8,994	10,443	8,269
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防支援	16,467	17,427	17,864	18,444	18,882	19,096	18,989	17,812
合計	100,639	114,170	120,690	122,983	127,561	129,735	130,338	119,798
※給付費は年度間累計の金額。千円未満を四捨五入しているため、合計額が一致しない場合がある。								

■介護給付

(単位:千円)

	第7期計画(実績値)			第8期計画(見込値)			中長期見込	
	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)(見込値)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
居宅サービス								
訪問介護	197,339	184,219	184,753	190,024	191,334	192,278	192,784	190,031
訪問入浴介護	12,184	13,683	12,810	14,640	14,649	14,649	14,008	13,437
訪問看護	44,785	38,745	40,281	45,718	46,348	46,348	44,757	41,944
訪問リハビリテーション	22,507	28,015	32,492	33,554	34,236	34,272	33,546	32,213
居宅療養管理指導	9,081	12,057	14,411	13,447	13,729	13,808	13,472	12,998
通所介護	298,505	326,115	295,537	320,842	350,335	352,490	345,955	336,070
通所リハビリテーション	99,357	104,759	102,938	112,781	115,521	116,252	114,631	111,672
短期入所生活介護	218,160	217,456	207,952	221,415	217,767	216,945	215,574	197,892
短期入所療養介護	38,520	41,601	42,698	31,032	31,050	31,050	30,514	28,983
福祉用具貸与	99,918	101,331	99,249	105,501	107,723	108,781	106,840	103,528
特定福祉用具購入費	2,575	2,587	3,734	2,935	2,935	2,935	2,935	2,663
住宅改修費	6,320	6,426	9,226	10,040	10,985	10,985	10,985	10,040
特定施設入居者生活介護	12,475	39,384	57,472	60,898	64,784	68,457	68,457	64,784
地域密着型サービス								
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	130,079	101,957	117,895	132,958	134,015	134,407	133,176	128,081
認知症対応型通所介護	59,023	52,666	57,500	59,569	59,903	59,903	59,536	56,002
小規模多機能型居宅介護	80,072	61,609	57,990	72,285	95,200	117,944	130,937	128,500
認知症対応型共同生活介護	199,232	203,515	208,805	206,563	206,677	206,677	203,661	197,754
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	67,603	68,770	69,274	68,467	68,505	68,505	68,505	68,505
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0	0
施設サービス								
介護老人福祉施設	948,362	989,317	1,023,948	1,037,135	1,052,733	1,067,756	1,053,858	1,020,284
介護老人保健施設	546,175	494,059	470,795	467,280	467,539	467,539	462,422	446,377
介護医療院	398	22,053	48,445	51,510	98,118	102,476	154,014	145,299
介護療養型医療施設	109,964	100,330	70,919	90,451	49,364	45,397		
居宅介護支援	146,728	146,525	145,738	149,617	152,678	154,693	152,463	147,583
合計	3,349,361	3,357,181	3,374,862	3,498,662	3,586,128	3,634,547	3,613,030	3,484,640

※給付費は年度間累計の金額。千円未満を四捨五入しているため、合計額が一致しない場合がある。

(2) 地域支援事業費

地域支援事業費の項目別の事業費の見込みは下表のとおりです。

(単位:千円)

事業/サービス種別・項目	第7期計画(実績値)			第8期計画(見込値)			中長期見込	
	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020) (見込値)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 7年度 (2025)	令和 22年度 (2040)
地域支援事業費(総事業費)	223,525	228,767	234,108	236,950	236,950	236,950	231,325	203,026
1. 介護予防・日常生活支援総合事業	126,699	127,182	127,617	127,600	127,600	127,600	127,167	106,539
2. 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業	72,322	72,951	73,206	73,200	73,200	73,200	70,873	63,202
3. 包括的支援事業(社会保障充実分)	24,504	28,634	33,285	36,150	36,150	36,150	33,285	33,285

※千円未満を四捨五入しているため、合計額が一致しない場合がある。

差し替え

(3) 総費用額

介護保険事業を運営するために必要となる費用は、予防給付費、介護給付費、地域支援事業に要する費用から構成されます。なお、市町村特別給付については、保険料に与える影響を鑑み、本計画においても見込まないこととします。

介護サービス・介護予防サービスを利用する場合、費用の1割又は2割、3割が利用者の自己負担となり、残りの9割又は8割、7割が保険から給付されます。(以下、「保険給付」という。)

第8期計画期間3年間における介護保険事業の事業費の見込みは、次のとおりです。

	合計	第8期計画			中長期見込	
		令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
標準給付費見込額 (A)	11,825,692	3,872,644	3,950,075	4,002,973	3,978,403	3,826,312
総給付費	11,099,616	3,621,645	3,713,689	3,764,282	3,743,368	3,604,438
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	434,074	154,415	139,660	139,999	137,877	132,815
特定入所者介護サービス費等給付額	563,855	195,311	188,413	188,863	186,011	179,180
特定入所者介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	-129,781	-40,896	-48,753	-48,864	-48,134	-46,365
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	244,301	81,084	80,625	82,592	81,609	75,709
高額介護サービス費等給付額	248,000	82,000	82,000	84,000	83,000	77,000
高額介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	3,699	916	1,375	1,408	1,391	1,291
高額医療合算介護サービス費等給付額	37,000	12,000	12,500	12,500	12,000	10,000
算定対象審査支払手数料	10,700	3,500	3,600	3,600	3,550	3,350
地域支援事業費 (B)	710,850	236,950	236,950	236,950	231,325	203,026
介護予防・日常生活支援総合事業費	382,800	127,600	127,600	127,600	127,167	106,539
包括的支援事業 (地域包括支援センターの運営) 及び任意事業費	219,600	73,200	73,200	73,200	70,873	63,202
包括的支援事業 (社会保障充実分)	108,450	36,150	36,150	36,150	33,285	33,285
市町村特別給付費等 (C)	0	0	0	0	0	0
合計 (A+B+C)	12,536,542	4,109,594	4,187,025	4,239,923	4,209,728	4,029,338
第1号被保険者負担分相当額	2,883,405	945,207	963,016	975,182	985,076	1,079,863
保険料収納必要額 (※調整交付金、介護給付費準備基金取崩額等を考慮して算出)	2,387,295					
予定保険料収納率	99.00%					

※千円未満を四捨五入しているため、合計額が一致しない場合がある。

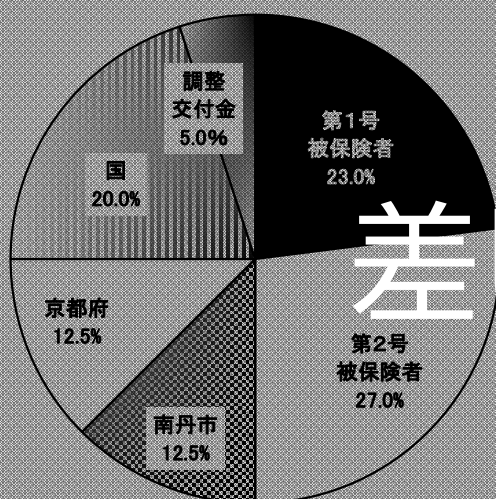
6 第1号被保険者の保険料の設定

(1) 第1号被保険者の介護保険料の算出

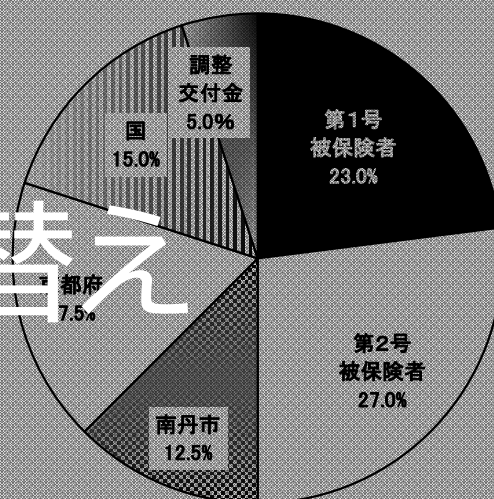
①費用の負担

- ・第1号被保険者の負担は、保険給付の23%が標準的な負担となります。また、第2号被保険者は27%で、保険給付の半分が被保険者の負担となり、残りの50%を公費(国・都道府県・市町村)で負担しています。また、国庫負担分のうち、5%にあたる額は、市町村間の財政力格差を調整するための調整交付金として交付されます。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業、地域支援事業については、実施する事業によって負担割合が異なります。包括的支援事業・任意事業については、第2号被保険者の負担はなく、第1号被保険者と公費によって財源が構成されています。

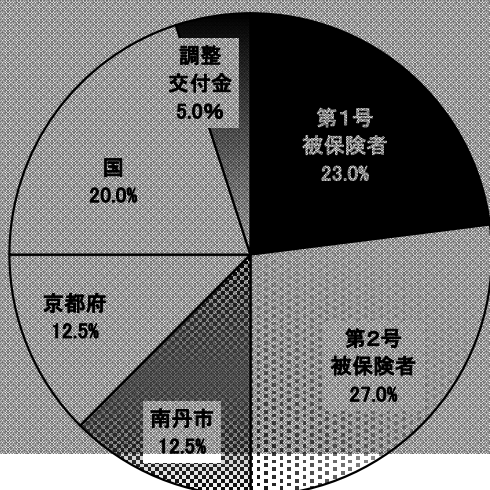
■標準給付費（居宅サービス）



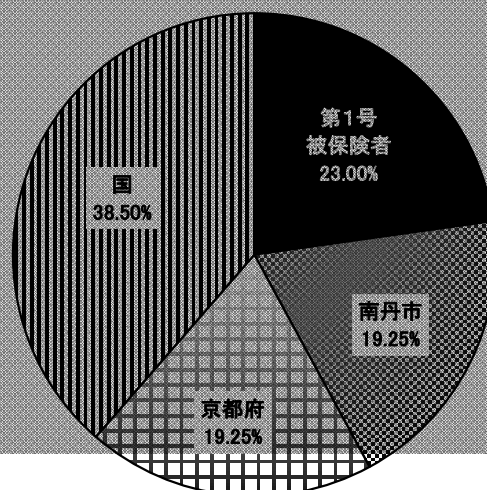
■標準給付費（施設サービス）



■地域支援事業費
(介護予防・日常生活支援総合事業)



■地域支援事業費
(包括的支援事業、任意事業)



②介護保険財政安定化基金及び介護保険給付費準備基金

【介護保険財政安定化基金】

京都府では、府内保険者（市町村）の介護保険財政の安定化を図るため、介護保険財政安定化基金として各保険者からの拠出金を積み立てており、必要に応じてこれを取り崩し、保険者に交付することとしています。第8期においては、各保険者からの拠出金の積み立て及び各保険者への交付は予定されておりません。

【介護保険給付費準備基金】

介護保険料は、介護保険事業計画期間中に見込まれる給付費等に基づき算出されるため、その計画期間中の介護給付費が見込額を下回る場合は、介護保険料に余剰が生じることになります。そして、介護保険料に余剰が生じた場合は、これを介護保険給付費準備基金に積み立て、必要に応じて取り崩し、次期計画に繰り入れることで、適正な介護保険料の算定及び介護保険財政の安定化を図るものとされています。

本市では、第7期計画期間中に約2.7億円の準備基金残高を見込んでおり、第8期計画期間における適正な介護保険料の算定のため、準備基金を1.3億円取り崩し、保険料の大幅な上昇を抑制することとします。

③保険料収納必要額

「保険料収納必要額」は、第8期計画期間において、第1号被保険者に負担いただく保険料として確保する必要のある額であり、表のとおりです。

差し替え

(単位:千円)

区 分	3か年累計
① 標準給付費見込額	11,825,692
② 地域支援事業費	710,850
③ 第1号被保険者負担分相当額／(①+②)×23.0%	2,883,405
④ 調整交付金／A-C	▲ 341,109
A 調整交付金相当額／(①+②の総合事業のみ)×5%	610,425
B 調整交付金見込交付割合	7.5~8.0%
C 調整交付金見込額	951,534
⑤ 財政安定化基金拠出金及び償還金	0
⑥ 市町村特別給付費等	0
⑦ 市町村相互財政安定化事業負担額	0
⑧ 保険者機能強化推進交付金等の交付見込額	25,000
⑨ 準備基金取崩額	130,000
保険料収納必要額／③+④+⑤+⑥+⑦-⑧-⑨	2,387,295

※千円未満を四捨五入している項目があるため、合計額が一致しない場合があります。

(2) 第1号被保険者の介護保険料の設定

① 保険料段階

第1号被保険者の保険料は、被保険者の負担能力に応じたきめ細かな保険料賦課を図るため、これまでから国が示す標準的な段階を超える多段階に設定しています。

第8期の保険料段階設定にあたっては、基本的な段階区分は第7期を踏襲しつつ、公費負担による仕組みを継続し、負担軽減に努めます。

所得段階	所得等の条件		基準額に対する割合	
	第7期	第8期	第7期	第8期
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者 世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者 世帯全員が市民税非課税で本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下 		0.50	0.50
第2段階	世帯全員が市民税非課税	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下	0.75	0.75
第3段階		本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える	0.75	0.75
第4段階	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下		0.90	0.90
第5段階 (基準額)	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える		1.00	1.00
第6段階	本人が市民税課税	本人の前年の合計所得金額が120万円未満	1.20	1.20
第7段階		本人の前年の合計所得金額が 120万円以上 200万円未満	1.30	1.30
第8段階		本人の前年の合計所得金額が 200万円以上 300万円未満	1.50	1.50
第9段階		本人の前年の合計所得金額が 300万円以上 400万円未満	1.70	1.70
第10段階		本人の前年の合計所得金額が 400万円以上 600万円未満	1.80	1.80
第11段階		本人の前年の合計所得金額が 600万円以上	2.00	2.00

前掲の所得段階別の第1号被保険者数については、次のように見込んでいます。

(単位：人)

所得段階	合計	第8期計画		
		令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)
第1段階	5,365	1,803	1,787	1,775
第2段階	3,457	1,161	1,152	1,144
第3段階	2,887	970	962	955
第4段階	3,604	1,211	1,200	1,193
第5段階	5,125	1,722	1,707	1,696
第6段階	5,545	1,863	1,847	1,835
第7段階	3,894	1,308	1,297	1,289
第8段階	1,424	479	474	471
第9段階	375	126	125	124
第10段階	396	133	132	131
第11段階	297	99	98	97
計	32,365	10,874	10,781	10,710
所得段階別加入割合補正後 被保険者数	31,598	10,616	10,526	10,456

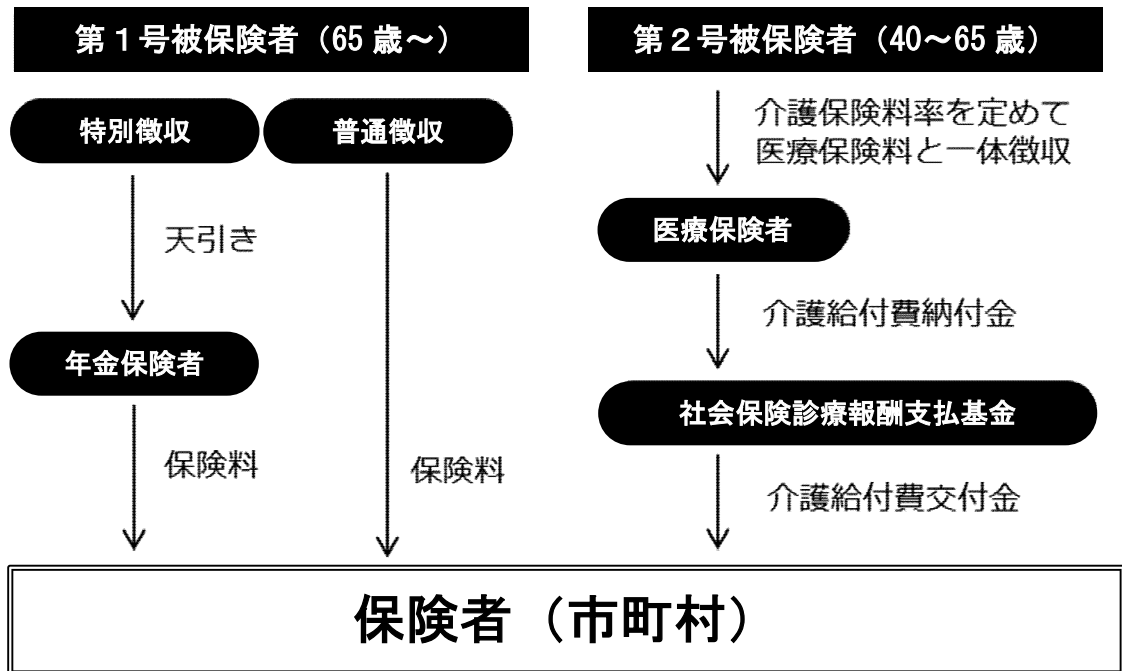
※所得段階別加入割合補正後被保険者数とは、保険料基準額（第5段階）を負担する所得段階に属している第1号被保険者の負担率を「1.0」とした場合、所得段階別の保険料基準額に対する割合に応じて、保険料基準額を負担する第1号被保険者の何人分に相当するかを算出し、算出後の人数について合計したものです。

本市においては、第8期計画期間中の被保険者数合計 32,365 人に対し、所得段階別加入割合補正後被保険者数は 31,598 人となり低所得者層の割合が高い結果となっています。

②保険料収納率

第1号被保険者からの保険料徴収は、特別徴収（年金からの天引き）と普通徴収（納付書又は口座振替による納付）がありますが、普通徴収分については徴収率が100%に達していない現状を踏まえ、第9期の予定保険料収納率としては99.0%を見込んでいます。

〈保険料負担の仕組み〉



③保険料基準額

第8期における第1号被保険者の介護保険料基準額を下記により算出すると、月額6,360円になります。

保険料基準額（月額）	6,360円
------------	---------------

区 分	3か年累計
① 保険料収納必要額	2,387,295 千円
② 予定保険料収納率	99.0%
③ 所得段階別加入割合補正後被保険者数	31,598 人
④ 保険料基準額（月額） ①÷②÷③÷12	6,360円

保険料基準額（月額）の内訳は次のとおりです。

	金額（円）	構成比
総給付費	5,892	87.9%
施設サービス	2,761	41.2%
居住系サービス	438	6.5%
在宅サービス	2,693	40.2%
その他給付費	445	6.6%
地域支援事業費	436	6.5%
財政安定化基金（拠出金見込額+償還金）	0	0.0%
保険者機能強化推進交付金等の交付金	-67	-1.0%
保険料収納必要額（月額）	6,706	100.0%
準備基金取崩額	-346	-5.2%
保険料基準額（月額）	6,360	94.8%

差し替え

④所得段階別保険料

第8期計画期間の所得段階別介護保険料を以下のとおり設定します。

■第1号被保険者の所得段階別保険料				
所得段階	所得等の条件		保険料	
			基準額に対する割合	年額
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者 世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者 世帯全員が市民税非課税で本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下 		0.50	38,160円
第2段階	世帯全員が市民税非課税	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下	0.75	57,240円
第3段階		本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える	0.75	57,240円
第4段階	本人が市民税非課税で同一世帯に市民税課税者がいる	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.90	68,680円
第5段階 (基準額)		本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える	1.00	76,320円
第6段階	本人が市民税課税	本人の前年の合計所得金額が120万円未満	1.20	91,580円
第7段階		本人の前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.30	99,210円
第8段階		本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.50	114,480円
第9段階		本人の前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満	1.70	129,740円
第10段階		本人の前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満	1.80	137,370円
第11段階		本人の前年の合計所得金額が600万円以上	2.00	152,640円

※低所得者の保険料軽減を図るため、第1段階～第3段階を対象に公費が投入される予定です。(公費投入後の基準額に対する割合 第1段階 0.50→0.30、第2段階 0.75→0.50、第3段階 0.75→0.70)

資料編

1. 関係法令
2. 南丹市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱
3. 南丹市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会委員名簿

(1) 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずるため、「社会福祉法」等の一部が改正されました。

【改正の概要（介護保険関連）】

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援

【社会福祉法、介護保険法】

市町村において、既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進

【介護保険法、老人福祉法】

- ① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
- ② 市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定する。
- ③ 介護保険事業（支援）計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。

3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進

【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

- ① 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めると規定する。
- ② 医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）や介護保険レセプト情報等のデータベース（介護DB）等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を、安全性を担保しつつ提供することができることとする。

4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】

- ① 介護保険事業（支援）計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
- ② 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
- ③ 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。

(2) 認知症施策推進大綱

これまでの認知症施策をさらに強力に推進するため、令和元年に、認知症施策推進関係閣僚会議において「認知症施策推進大綱」が取りまとめられました。同大綱では、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、次の5つの項目に沿って施策を推進することとされています。

1. 普及啓発・本人発信支援

- ・ 認知症サポーターの養成等を通じた認知症に関する理解促進や相談先の周知、認知症の人本人からの発信支援に取り組むこと

2. 予防

- ・ 研究機関、医療機関、介護サービス事業者等と連携し、認知症の予防に関する調査研究を推進すること
- ・ 認知症に関する正しい知識と理解に基づき、通いの場における活動の推進など、予防を含めた認知症への「備え」としての取組を推進すること

3. 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

- ・ 早期発見、早期対応に向けて、かかりつけ医、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センターなどのさらなる質の向上や連携の強化を推進すること
- ・ 介護サービス基盤整備や介護人材確保、介護従事者の認知症対応力向上に取り組むこと
- ・ 介護者の負担軽減のため認知症カフェなどを推進すること

4. 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

- ・ 生活のあらゆる場面で、認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で普通に暮らし続けていくための障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取組を推進すること
- ・ 若年性認知症支援コーディネーターの充実等により、若年性認知症の人への支援を推進すること
- ・ 地域支援事業の活用等により、認知症の人の社会参加活動を促進すること

5. 研究開発・産業促進・国際展開

- ・ 国が中心となって、地方公共団体と連携しながら、認知症の予防法やリハビリテーション、介護モデル等に関する調査研究の推進に努めること

2. 南丹市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱

平成 18 年 1 月 1 日

告示第 70 号

改正 平成 19 年 7 月 30 日告示第 180 号

平成 21 年 1 月 30 日告示第 29 号

平成 23 年 3 月 31 日告示第 109 号

平成 31 年 3 月 29 日告示第 95 号

(設置)

第 1 条 本市における、本格的な高齢社会の到来に伴う多くの課題に対処し、連携のとれた保健・福祉サービスの提供体制の確立を図ること及び介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるため、南丹市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 介護保険事業計画の進捗状況に関すること。
- (2) 介護保険事業の円滑な運営に関すること。
- (3) 南丹地域包括支援センター運営協議会に関すること。
- (4) 南丹市地域密着型サービス運営協議会に関すること。
- (5) その他介護保険事業に調整が必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 策定委員会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係団体等
- (2) 学識経験者
- (3) 被保険者等
- (4) その他

(委員長及び副委員長)

第 4 条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の中から互選によってこれを定める。

2 委員長は、策定委員会の会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は3年とする。

2 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 策定委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長がこれに当たる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、福祉保健部において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成19年7月30日告示第180号)

この要綱等は、平成19年8月1日から施行する。

附 則(平成21年1月30日告示第29号)

この告示は、平成21年2月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日告示第109号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日告示第95号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

3. 南丹市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会委員名簿

差し替え

**南丹市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画
【令和6～8年度】**

発行者：南丹市

編集：南丹市福祉保健部高齢福祉課

住所：〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47 番地

TEL：0771-68-0006

FAX：0771-68-1166
